

消 防 予 第 5 5 号
平成 2 6 年 3 月 4 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の一部改正について

平成 2 4 年 6 月に公布された消防法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 3 8 号。）により、統括防火管理制度及び統括防災管理制度に係る法令が、平成 2 6 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の送付について」（平成 1 4 年 8 月 3 0 日付け消防安第 3 9 号）について、その一部を下記のとおり改正することとしましたので通知します。

つきましては、改正内容に留意の上、引き続き、危険性・悪質性の高い防火対象物等に対する立入検査及び違反是正について、より一層の推進を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 3 7 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 立入検査標準マニュアルの改正概要

以下の部分の記載内容について所要の改正を行った。

(1) 第 1 立入検査要領

- ・統括防火・防災管理者選任（解任）届出書
- ・全体についての消防計画作成（変更）届出書 など

(2) 第 2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項

- ・小規模雑居ビルの定義
- ・優先的に立入検査を実施すべき状況
- ・別表 1（小規模雑居ビル立入検査時の着眼点） など

2 違反処理標準マニュアルの改正概要

以下の部分の記載内容について所要の改正を行った。

(1) 第1 違反処理要領

- ・命令等の事前手続（聴聞・弁明の機会の付与）
- ・命令要件一覧（解説等）
- ・命令書の交付（処理事項・解説等） など

(2) 第2 違反処理基準

- ・防火対象物における火災予防に危険な行為等（事例／履行期限等）
- ・統括防火管理関係違反（消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2）
- ・防火対象物点検報告（法第8条の2の2及び法第8条の2の3）
- ・統括防災管理関係（法第36条第1項において準用する法第8条の2）
- ・防災管理点検報告（法第36条第1項において準用する法第8条の2の2及び法第8条の2の3） など

(3) 第3 違反処理規程の作成例

- ・命令 など

3 新旧対照表

(1) 立入検査標準マニュアル

別添1のとおり

(2) 違反処理標準マニュアル

別添2のとおり

4 その他

- (1) 本改正を反映させたマニュアル全文については、違反処理データベース及び違反是正支援センターのホームページにおいて後日掲載する予定であること。
- (2) 本改正を反映させたマニュアルについては、消防庁において印刷製本を行い、各消防本部あて送付することとしていること。

【連絡先】

消防庁予防課 齋藤・緒方

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

e-mail：yogata@soumu.go.jp

立入検査標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
第1 立入検査要領 1 事前の準備	第1 立入検査要領 1 事前の準備
<p style="text-align: center;">実施事項</p> <p>(1) 防火対象物の状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none">・防火対象物台帳等（※1）から用途・規模等の確認・届出書等（※2）の提出状況等の確認・建築同意時における指導事項の確認・法令の適用等（令8・9条等）の確認・建築物の増改築等及び用途変更の経過の確認・法令の特例等適用並びに経過措置適用の確認・型式失効と特例期間の確認・過去の火災発生状況の確認・関係行政機関からの提供情報の確認 <p>※1 防火対象物に関する情報をとりまとめたもの</p> <p>※2 届出書等に該当するもの</p> <p>防火・防災管理者選任（解任）届出書 消防計画作成（変更）届出書</p> <p>統括防火・防災管理者選任（解任）届出書 全体についての消防計画作成（変更）届出書 自衛消防組織設置（変更）届出書 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書 工事整備対象設備等着工届出書 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書 特殊消防用設備等設置維持計画 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 防火対象物点検結果報告書</p>	<p style="text-align: center;">解説等</p> <p>(1) 防火対象物の状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none">・防火対象物台帳等（※1）から用途・規模等の確認・届出書等（※2）の提出状況等の確認・建築同意時における指導事項の確認・法令の適用等（令8・9条等）の確認・建築物の増改築等及び用途変更の経過の確認・法令の特例等適用並びに経過措置適用の確認・型式失効と特例期間の確認・過去の火災発生状況の確認・関係行政機関からの提供情報の確認 <p>※1 防火対象物に関する情報をとりまとめたもの</p> <p>※2 届出書等に該当するもの</p> <p>防火 管理者選任（解任）届出書 （防火管理に係る）消防計画作成（変更）届出書</p> <p>共同防火管理協議事項届出書</p> <p>自衛消防組織設置（変更）届出書 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書 工事整備対象設備等着工届出書 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書 特殊消防用設備等設置維持計画 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 防火対象物点検結果報告書</p>

立入検査標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…

新	旧
<p>第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項</p> <p>小規模雑居ビルの立入検査の実施については、基本的に「第1 立入検査要領」によるが、小規模雑居ビルの火災危険性等の特徴を踏まえ、特に次に掲げる事項にも留意するものとする。</p> <p>1 小規模雑居ビルの定義</p> <p>小規模雑居ビルとは、次のいずれにも該当する防火対象物のことをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 統括防火管理者の選任を要すること。</p> <p>2 小規模雑居ビルにおける特徴</p> <p>(略)</p> <p>3 優先的に立入検査を実施すべき状況</p> <p>次の状況のうち、複数のものが該当する場合は、優先的な立入検査の実施を検討すること。</p> <p>(1) 防火管理者選任届出書、消防計画作成届出書、統括防火管理者選任届出書、全体についての消防計画作成届出書、消防用設備等点検結果報告書及び防火対象物</p>	<p>第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項</p> <p>小規模雑居ビルの立入検査の実施については、基本的に「第1 立入検査要領」によるが、小規模雑居ビルの火災危険性等の特徴を踏まえ、特に次に掲げる事項にも留意するものとする。</p> <p>1 小規模雑居ビルの定義</p> <p>小規模雑居ビルとは、次のいずれにも該当する防火対象物のことをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 共同防火管理を要すること。</p> <p>2 小規模雑居ビルにおける特徴</p> <p>(略)</p> <p>3 優先的に立入検査を実施すべき状況</p> <p>次の状況のうち、複数のものが該当する場合は、優先的な立入検査の実施を検討すること。</p> <p>(1) 防火管理者選任届出書、消防計画作成届出書、 消防用設備等点検結果報告書及び防火対象物</p>

立入検査標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
<p>定期点検結果報告書等法令に基づく届出又は報告がない。</p> <p>(2)から(4) (略)</p>	<p>定期点検結果報告書等法令に基づく届出又は報告がない。</p> <p>(2)から(4) (略)</p>
<p>4 小規模雑居ビル立入検査時の着眼点</p> <p>小規模雑居ビルでは、唯一の避難経路である階段で、火災発生時に避難の障害となる状況が頻繁に認められる一方、防火管理が適切に実施されていないものが多く見られる。したがって、立入検査を実施する際は、これらの障害の排除に努めるとともに、障害となる状況を発生させないために適切な防火管理の実施について関係者に指導する必要がある。</p> <p>このような観点から、立入検査を実施する場合の着眼点は次のとおりである。</p> <p>①から⑨ (略)</p> <p>⑩ 工事中の防火管理状況</p> <p>また、</p> <p>これらの着眼点について特に確認する必要があると認められる項目等を整理したものが、別表1である。</p> <p>5 関係者への指導要領等</p> <p>小規模雑居ビルの火災危険性、防火管理の実態等、 2</p>	<p>4 小規模雑居ビル立入検査時の着眼点</p> <p>小規模雑居ビルでは、唯一の避難経路である階段で、火災発生時に避難の障害となる状況が頻繁に認められる一方、防火管理が適切に実施されていないものも多く見られる。したがって、立入検査を実施する際は、これらの障害の排除に努めるとともに、障害となる状況を発生させないために適切な防火管理の実施について関係者に指導する必要がある。</p> <p>このような観点から、立入検査を実施する場合の着眼点は次のとおりである。</p> <p>①から⑨ (略)</p> <p>⑩ 工事中の防火管理状況</p> <p>また、一斉立入検査の結果（「小規模雑居ビルの一斉立入検査結果を踏まえた当面の対応について」（平成13年11月30日消防予第437号）別添1）及び平成13年中の死傷者の発生した火災事例等を参考に、これらの着眼点について特に確認する必要があると認められる項目等を整理したものが、別表1である。</p> <p>5 関係者への指導要領等</p> <p>小規模雑居ビルの火災危険性、防火管理の実態等、 2</p>

立入検査標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所… ）

新	旧
<p>に掲げる特徴を踏まえ、立入検査の実施に際しては、次の点に留意して関係者に対応する必要がある。</p> <p>(1)から(4) （略）</p> <p>(5) 所有者や管理者に対し、入居するテナントの用途を把握するよう指導するとともに、立入検査時に用途確認を的確に行い、それぞれの用途に応じた指導を実施する。</p> <p>(6) 消防法令違反に対する措置内容等 （ 消防法令違反で命令を受けた場合は標識が設置される こと。消防法第5条の2第1項の規定による命令に違反した場合は罰金（最高1億円）が科されること等）を説明し、法令違反の自主的改善を関係者に対し促す。</p> <p>(7)から(8) （略）</p>	<p>に掲げる特徴を踏まえ、立入検査の実施に際しては、次の点に留意して関係者に対応する必要がある。</p> <p>(1)から(4) （略）</p> <p>(5) オーナーや管理者に対し、入居するテナントの用途を把握するよう指導するとともに、立入検査時に用途確認を的確に行い、それぞれの用途に応じた指導を実施する。</p> <p>(6) 消防法の改正内容（罰金額の引き上げ、消防法令違反で命令を受けた場合は標識が設置される 等）を説明し、法令違反の自主的改善を関係者に対し促す。</p> <p>(7)から(8) （略）</p>

立入検査標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…

新	旧
<p>6 別表1（小規模雑居ビル立入検査時の着眼点）</p> <p>着眼点② 防火管理体制の確立状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理権原ごとに防火管理者が選任され、届出されているか確認する。選任されている場合は、管理的又は監督的地位にある者が選任されているか確認する。 <p>※テナントの入れ替わりが激しく、用途や収容人員が頻繁に変更になり、防火管理者の選任義務が生じているが、選任されていないことが多い。</p> <p>テナントの従業員が少なく、防火管理者講習を受講できないとすることがある。</p> <p>テナントの営業時間が夜間であることが多く、消防機関がテナント関係者に直接指導する機会が少ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防火管理者選任義務対象ごとに消防計画が作成され、届出されているか確認する。作成している場合は、計画内容の実効性や変更すべき点がないか確認する。 <p>・</p> <p>・各管理権原者の協議の上、統括防火管理者が選任され、届出されているか確認する。選任されている場合は、防火対象物全体についての必要な業務を適切に遂行するために権限が付与され、業務内容や防火対象物の位置、構造及び設備の状況等について十分な知識を有している者</p>	<p>6 別表1（小規模雑居ビル立入検査時の着眼点）</p> <p>着眼点② 防火管理体制の確立状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理権原ごとに防火管理者が選任され、届出されているか確認する。選任されている場合は、管理的又は監督的地位にある者が選任されているか確認する。 <p>※テナントの入れ替わりが激しく、用途や収容人員が頻繁に変更になり、防火管理者の選任義務が生じているが、選任されていないことが多い。</p> <p>テナントの従業員が少なく、防火管理者講習を受講できないとすることがある。</p> <p>テナントの営業時間が夜間であることが多く、消防機関がテナント関係者に直接指導する機会が少ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防火管理者選任義務対象ごとに消防計画が作成され、届出されているか確認する。作成している場合は、計画内容の実効性や変更すべき点がないか確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 共同防火管理協議事項が定められ、届出されているか確認する。定められている場合は、協議事項の実効性や変更すべき点がないか確認する。 <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>

立入検査標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所… ）

新	旧
<p style="background-color: yellow;">が選任されているか確認する。</p> <p style="background-color: yellow;">・全体についての消防計画が作成され、届出されているか確認する。作成している場合は、計画内容の実効性や変更すべき点がないか確認する。</p> <p>※ビル所有者とテナント関係者、テナント関係者相互の関係が希薄で意思疎通が図れていない、テナントごとに営業時間が異なり交流する場を設けられない場合が多い。</p>	<div style="background-color: yellow; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 20px; width: 100%;"></div> <p>※ビル所有者とテナント関係者、テナント関係者相互の関係が希薄で意思疎通が図れていない、テナントごとに営業時間が異なり交流する場を設けられない場合が多い。</p>
<p>着眼点④ 自衛消防の組織の確立状況</p> <p>・消防計画に基づき、自衛消防の組織が 編成されているか確認する。</p> <p>・従業員が自衛消防の組織における自らの任務について理解しているか確認する。</p> <p>※普段から、従業員に対する防火上必要な教育が実施されていないため、自動火災報知設備が発報し、ベル鳴動しているにもかかわらず、テナントの従業員がどう対応しているのか判らず、必要な初動措置を行わないことがある。</p> <p>・統括防火管理者が作成する全体についての消防計画又は防火管理者が作成する消防計画に基づく、消火、通報及び避難訓練が必要な回数実施されているか確認する。訓練が実施されている場合は、その旨の通報がなされた</p>	<p>着眼点④ 自衛消防の組織の確立状況</p> <p>・ 自衛消防の組織が消防計画に基づき編成されているか確認する。</p> <p>・従業員が自衛消防の組織における自らの任務について理解しているか確認する。</p> <p>※普段から、従業員に対する防火上必要な教育が実施されていないため、自動火災報知設備が発報し、ベル鳴動しているにもかかわらず、テナントの従業員がどう対応しているのか判らず、必要な初動措置を行わないことがある。</p> <div style="background-color: yellow; height: 20px; width: 100%;"></div> <p> 消火、通報及び避難訓練が必要な回数実施されているか確認する。訓練が実施されている場合は、その旨の通報がなされた</p>

立入検査標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所… ）

新	旧
<p>か、実施した内容は防火対象物の実態に即したのか確認する。</p> <p>※燃焼中の食用油に水をかけたり、消火器を使用したが見使用距離や噴射方向など消火器の取扱いに不具合があったため、油が飛散して負傷する事例が多く見られる。</p> <p>避難階以外の階から避難する経路としては、階段を使用している事例がほとんどであるが、エレベーターを使用して避難し、煙の拡大により負傷する事例も見られる。</p> <p>テナントごとの営業時間が異なることや、テナント関係者相互の意思疎通が図れていないことから、防火対象物全体の訓練が実施されていない場合が多い。</p>	<p>か、実施した内容は防火対象物の実態に即したのか確認する。</p> <p>※燃焼中の食用油に水をかけたり、消火器を使用したが見使用距離や噴射方向など消火器の取扱いに不具合があったため、油が飛散して負傷する事例が多く見られる。</p> <p>避難階以外の階から避難する経路としては、階段を使用している事例がほとんどであるが、エレベーターを使用して避難し、煙の拡大により負傷する事例も見られる。</p> <p>テナントごとの営業時間が異なることや、テナント関係者相互の意思疎通が図れていないことから、防火対象物全体の訓練が実施されていない場合が多い。</p>
<p>着眼点⑥ 避難施設等の維持管理状況</p> <p>・階段や廊下等の避難経路となる部分に可燃物や避難の障害となる物件の放置、存置及び避難の障害となる施設の設置がないか確認する。</p> <p>※階段に存置された物件へ放火され、唯一の避難経路を絶たれたことで避難不能となり、大きな被害が生じた事例がある。存置されている物件は、商品、ロッカー、冷蔵庫、ビールケース、物置等があり、統括防火管理者又は</p>	<p>着眼点⑥ 避難施設等の維持管理状況</p> <p>・階段や廊下等の避難経路となる部分に可燃物や避難の障害となる物件の放置、存置及び避難の障害となる施設の設置がないか確認する。</p> <p>※階段に存置された物件へ放火され、唯一の避難経路を絶たれたことで避難不能となり、大きな被害が生じた事例がある。存置されている物件は、商品、ロッカー、冷蔵庫、ビールケース、物置等があり、 共用部分の管理責任が明確でないうえに、</p>

立入検査標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…

新	旧
<p>防火管理者等が必要な指示を怠っているため、いつまでも存置され続けることがある。</p> <p>ベランダの避難用ハッチの上又は降下空間に空調設備の室外機を設置したり、物件を存置していることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外階段が適正に維持管理されているか確認する。 ※（略） 物件の存置による防火戸の閉鎖障害又は開放障害がないか確認する。 ※階段部分に設置されていた防火戸が閉鎖しなかったことで火煙が階段部分に拡大して負傷者が発生した事例がある。 <p>店内改装時にじゅうたんを敷いたり、商品やロッカー等の物件の存置などにより防火戸の閉鎖障害又は開放障害となっていることが多い。</p> <p>物件の存置については、<u>統括防火管理者又は</u> <u>防火管理者等が必要な指示を怠っているため、いつまでも存置され続けることがある。</u></p> <p>くさび等により防火戸を開放したままにしていることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防火戸の機能不良、破損、撤去がないか確認する。 ※（略） 	<p>防火管理者等が必要な指示を怠っているため、いつまでも存置され続けることがある。</p> <p>ベランダの避難用ハッチの上又は降下空間に空調設備の室外機を設置したり、物件を存置していることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外階段が適正に維持管理されているか確認する。 ※（略） 物件の存置による防火戸の閉鎖障害又は開放障害がないか確認する。 ※階段部分に設置されていた防火戸が閉鎖しなかったことで火煙が階段部分に拡大して負傷者が発生した事例がある。 <p>店内改装時にじゅうたんを敷いたり、商品やロッカー等の物件の存置などにより防火戸の閉鎖障害又は開放障害となっていることが多い。</p> <p>物件の存置については、<u>共用部分の管理責任が明確でない</u>うえに、<u>防火管理者等が必要な指示を怠っているため、いつまでも存置され続けることがある。</u></p> <p>くさび等により防火戸を開放したままにしていることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防火戸の機能不良、破損、撤去がないか確認する。 ※（略）

立入検査標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所… ）

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれていないか確認する。 ※（略） ・増築等に伴う堅穴区画や避難階段に関する不備がないか確認する。 ※（略） 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれていないか確認する。 ※（略） ・増築等に伴う堅穴区画や避難階段に関する不備がないか確認する。 ※（略）
<p>着眼点⑧ 火気取扱状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する火気取扱いの監督や指導を行っているか確認する。 ※平成 24 年中の火災事例では、食用油を加熱し、放置したことにより出火する事例が 見られた。 従業員が、客のたばこの吸殻をよく確かめずにダストボックスに捨て、火災になった事例がある。 ・調理器具周辺にカセットコンロのガスボンベやライター等の可燃物を置いていないか確認する。 ※（略） ・調理器具の周辺や排気ダクト内の清掃が実施されているか確認する。 ※（略） 	<p>着眼点⑧ 火気取扱状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する火気取扱いの監督や指導を行っているか確認する。 ※平成 13 年中の火災事例では、食用油を加熱し、放置したことにより出火する事例が 非常に多く見られる。 従業員が、客のたばこの吸殻をよく確かめずにダストボックスに捨て、火災になった事例がある。 ・調理器具周辺にカセットコンロのガスボンベやライター等の可燃物を置いていないか確認する。 ※（略） ・調理器具の周辺や排気ダクト内の清掃が実施されているか確認する。 ※（略）

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所… ）

新	旧				
<p>第1 違反処理要領</p> <p>6 命令等の事前手続（聴聞・弁明の機会の付与）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">処理事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁明の機会が付与される不利益処分（行政手続法第13条第1項第2号） <p>法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第4項、第8条の2第6項及び法第36条第1項において準用する法第8条第4項 及び第8条の2第6項に基づく命令。ただし、行政手続法第13条第2項第1号の規定により適用除外となり弁明手続が実施されないことがある。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁明の機会が付与される不利益処分（行政手続法第13条第1項第2号） <p>法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第4項、第8条の2第6項及び法第36条第1項において準用する法第8条第4項 及び第8条の2第6項に基づく命令。ただし、行政手続法第13条第2項第1号の規定により適用除外となり弁明手続が実施されないことがある。</p>	<p>第1 違反処理要領</p> <p>6 命令等の事前手続（聴聞・弁明の機会の付与）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">処理事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁明の機会が付与される不利益処分（行政手続法第13条第1項第2号） <p>法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第4項 及び法第36条第1項において準用する法第8条第4項 に基づく命令。ただし、行政手続法第13条第2項第1号の規定により適用除外となり弁明手続が実施されないことがある。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁明の機会が付与される不利益処分（行政手続法第13条第1項第2号） <p>法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第4項 及び法第36条第1項において準用する法第8条第4項 に基づく命令。ただし、行政手続法第13条第2項第1号の規定により適用除外となり弁明手続が実施されないことがある。</p>
処理事項					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁明の機会が付与される不利益処分（行政手続法第13条第1項第2号） <p>法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第4項、第8条の2第6項及び法第36条第1項において準用する法第8条第4項 及び第8条の2第6項に基づく命令。ただし、行政手続法第13条第2項第1号の規定により適用除外となり弁明手続が実施されないことがある。</p>					
処理事項					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁明の機会が付与される不利益処分（行政手続法第13条第1項第2号） <p>法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第4項 及び法第36条第1項において準用する法第8条第4項 に基づく命令。ただし、行政手続法第13条第2項第1号の規定により適用除外となり弁明手続が実施されないことがある。</p>					

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所… ）

新					旧						
命令要件一覧					命令要件一覧						
解説等					解説等						
命令条文 (命令の主体)	命令要件			名あて人	命令違反に対する罰則	命令条文 (命令の主体)	命令要件			名あて人	命令違反に対する罰則
第5条の2第1項 防火対象物に対する措置命 (使用禁止・停止・制限等) (消防長・消防署長)	第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず	措置が履行されず	引き続き (a) ・ (b) ・ (c)	権限を有する関係者	3年以下の懲役・300万円以下の罰金(第39条の2の2第1項)	第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2 第3項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず	措置が履行されず	引き続き (a) ・ (b) ・ (c)	権限を有する関係者	3年以下の懲役・300万円以下の罰金(第39条の2の2第1項)	
		措置が履行されても十分でなく	である場合								両罰:1億円以下の罰金(第45条第1号)
		履行期限が付されている場合は、当該期限までに完了する見込みがない					履行期限が付されている場合は、当該期限までに完了する見込みがない				

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所… ）

新				旧			
第 2 号	5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2 第5項若しくは第6項 、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合			第 2 号	5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2 第3項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合		
				第8条の2第3項	① 共同防火管理義務対象物であること。 ② 消防法施行規則第4条の2に定める共同防火管理の協議をすべき事項が定められていないこと。	防火対象物の管 理について権原 を有する者	なし
				共同防火管 理関係協議 事項作成命 令 (消防長・消 防署長)			

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所… ）

新				旧			
<p>第8条の2第5項</p> <p>統括防火管 理者選任命 令 (消防長・消 防署長)</p>	<p>①統括防火管理者を選任すべき防火対 象物であること。 ②統括防火管理者が定められていない こと。</p>	<p>防火対象物の管 理について権原 を有する者</p>	<p>なし</p>	<p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p>	<p> </p> <p> </p> <p> </p>	<p> </p> <p> </p> <p> </p>	<p> </p>
<p>第8条の2第6 項</p> <p>統括防火管 理業務適正 執行命令 (消防長・消 防署長)</p>	<p>①統括防火管理者を選任すべき防火対 象物であること。 ②統括防火管理者の行うべき防火管理 上必要な業務(法第8条の2第1項の 業務)が、法令の規定又は全体につい ての消防計画に従って行われていな いこと。</p>	<p>防火対象物の管 理について権原 を有する者</p>	<p>なし</p>	<p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p>	<p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p>	<p> </p> <p> </p> <p> </p>	<p> </p>

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所… ）

新				旧			
<p style="color: red; font-weight: bold;">第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 第 6 項</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">統括防災管理業務適正執行命令（消防長・消防署長）</p>	<p style="color: red; font-weight: bold;">①統括防災管理者を選任すべき建築物その他の工作物であること。</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">②防災管理者の行うべき防災管理上必要な業務（第 36 条において準用する第 8 条の 2 第 1 項の業務）が、法令の規定又は防災管理に係る全体についての消防計画に従って行われていないこと。</p>	<p style="color: red; font-weight: bold;">防災管理対象物の管理について権原を有する者</p>	<p style="color: red; font-weight: bold;">なし</p>	<div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>	<div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>	<div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>	<div style="background-color: yellow; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所… ）

新	旧
<p>第1 違反処理要領 7 命令書の交付</p> <p style="text-align: center;">処理事項</p> <p>(5) 命令を行ったときの標識等による <u>公示</u></p> <p>・公示が必要な命令</p> <p>法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項、第8条第4項、第8条の2 第5項、第8条の2第6項、 第8条の2の5第3項、第17条の4第1項、第17条の4第2項、法第36条第1項において準用する第8条第3項、第8条第4項、 第8条の2 第5項及び第8条の2第6項 の命令・公示の期間</p> <p>命令を行ったときは、速やかに公示し、命令事項が履行された時等、命令が効力を失うまでの間、維持する必要がある。</p>	<p>第1 違反処理要領 7 命令書の交付</p> <p style="text-align: center;">処理事項</p> <p>(5) 命令を行ったときの標識等による <u>公示</u></p> <p>・公示が必要な命令</p> <p>法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項、第8条第4項、第8条の2 第3 項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項、第17条の4第2項、法第36条第1項において準用する第8条第3項、第8条第4項 及び 第8条の2 第3項 の命令・公示の期間</p> <p>命令を行ったときは、速やかに公示し、命令事項が履行された時等、命令が効力を失うまでの間、維持する必要がある。</p>

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所… ）

新	旧
<p>第1 違反処理要領</p> <p>7 命令書の交付</p> <p style="text-align: center;">解 説 等</p> <p>命令の効力の消滅</p> <p>命令は、命令事項の履行、命令期間の終了又はその取消し、撤回、若しくは命令対象の消滅などの事由により、効力が消滅する。</p>	<p>第1 違反処理要領</p> <p>7 命令書の交付</p> <p style="text-align: center;">解 説 等</p> <p>命令の効力の消滅</p> <p>命令は、命令事項の履行、 又はその取消し、撤回、若しくは命令対象の消滅などの事由により、効力が消滅する。</p>

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所… ）

新	旧
<p>第2 違反処理基準</p> <p>③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等 1</p> <p style="text-align: center;">事例/履行期限等</p> <p>【適用要件の意義】 事例については、法第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項、第8条第4項、第8条の2 第5項、第8条の2第6項、 第8条の2の5第3項、第17条の4第1項の規定の事例欄によるが、これらの規定に基づいて必要な措置が命じられたにもかかわらず、次のa～cの場合で営業活動を継続、火気使用器具等の使用又は工事を継続している場合など火災予防危険、人命危険等が引き続き存する場合に措置する。 aからc（略）</p> <p>【事例】 （略）</p> <p>【履行期限】 （略）</p>	<p>第2 違反処理基準</p> <p>③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等 1</p> <p style="text-align: center;">事例/履行期限等</p> <p>【適用要件の意義】 事例については、法第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項、第8条第4項、第8条の2 第3項、 第8条の2の5第3項、第17条の4第1項の規定の事例欄によるが、これらの規定に基づいて必要な措置が命じられたにもかかわらず、次のa～cの場合で営業活動を継続、火気使用器具等の使用又は工事を継続している場合など火災予防危険、人命危険等が引き続き存する場合に措置する。 aからc（略）</p> <p>【事例】 （略）</p> <p>【履行期限】 （略）</p>

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新							旧						
第2 違反処理基準							第2 違反処理基準						
⑥							⑥ 共同防火管理協議事項未決定（法第八条の二）						
								適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
							⑥ 共同防火管理協議事項未決定（法第八条の二）	共同防火管理協議事項未決定	警告	警告事項不履行のもの	決定命令（法第8条の2第3項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置（法第5条の2）
第2 違反処理基準							第2 違反処理基準						
⑥							⑥ 共同防火管理協議事項未決定（法第八条の二）						
事例/履行期限等							事例/履行期限等						
							注 令別表第1(五)項口が過半のもので、防火管理業務が適正に行われているものを除く。						
							【履行期限】						
							防火対象物における各権原ごとの防火管理者の選任、消防計画の作成指導を踏まえて期限を設定する。						

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
<p data-bbox="170 229 448 263">第2 違反処理基準</p> <p data-bbox="203 276 806 309">⑥ 統括防火管理関係違反(法第八条の二)</p> <p data-bbox="495 336 777 370">事例／履行期限等</p> <p data-bbox="170 437 1106 557">注 統括防火管理者として届出されていないが、選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。</p> <p data-bbox="170 564 331 598">【履行期限】</p> <p data-bbox="199 608 685 641">2週間から1ヶ月程度を目安とする。</p> <p data-bbox="170 740 344 774">【履行期限】</p> <p data-bbox="199 790 719 823">2週間から1ヶ月程度を目安とする。</p> <p data-bbox="199 839 1099 979">(統括防火管理者未選任と併存する場合には、統括防火管理者未選任の履行期限に2週間から1ヶ月程度を加えた期間以内とする。)</p> <p data-bbox="170 1032 277 1066">【事例】</p> <p data-bbox="170 1074 1086 1150">自衛消防の組織の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの</p> <p data-bbox="170 1166 344 1200">【履行期限】</p> <p data-bbox="199 1216 719 1249">2週間から1ヶ月程度を目安とする。</p> <p data-bbox="170 1265 1099 1406">(統括防火管理者未選任と併存する場合には、統括防火管理者未選任の履行期限に2週間から1ヶ月程度を加えた期間以内とする。)</p>	<p data-bbox="1149 229 1426 263">第2 違反処理基準</p> <p data-bbox="1182 276 1218 309">⑥</p> <p data-bbox="1464 336 1747 370">事例／履行期限等</p> <p data-bbox="1149 432 2083 644">[Redacted]</p> <p data-bbox="1149 724 2083 979">[Redacted]</p> <p data-bbox="1149 1018 2083 1406">[Redacted]</p>

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所… ）

新							旧						
第2 違反処理基準							第2 違反処理基準						
⑦ 防火対象物点検報告（法第八条の二の二及び法第八条の二の三）							⑦ 防火対象物点検報告（法第八条の二の二及び法第八条の二の三）						
	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置		適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
⑦ 防火対象物点検報告（法第八条の二の二及び法第八条の二の三）	防火対象物点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	(略)					⑦ 防火対象物点検報告（法第八条の二の二及び法第八条の二の三）	防火対象物点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	(略)				
	防火対象物点検の特例認定を受けていないにも関わらず、法第八条の2の3第7項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	(略)						防火対象物点検の特例認定を受けていないにも関わらず、法第八条の2の3第7項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	(略)				
	1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	(略)						1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	(略)				

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所… ）

新						旧					
2 法第5条第1項、 第5条の2第1項、 第5条の3第1項、 第8条第3項若しく は第4項、 第8条の2 第5項若しくは第6 項 、第8条の2の5第 3項又は第17条の 4第1項若しくは第2 項の規定の命令がさ れたもの	(略)					2 法第5条第1項、 第5条の2第1項、 第5条の3第1項、 第8条第3項若しく は第4項、 第8条の2の5第 3項又は第17条の 4第1項若しくは第2 項の規定の命令がさ れたもの	(略)				

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所… ）

新							旧						
第2 違反処理基準 ⑪ 共同防災管理協議事項未決定（法第三十六条第一項において準用する法第八条の二）							第2 違反処理基準 ⑪ 共同防災管理協議事項未決定（法第三十六条第一項において準用する法第八条の二）						
	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置		適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
	 		 	 			⑪共同防災管理協議事項未決定（法第三十六条第一項において準用する法第八条の二）	共同防災管理協議事項未決定	警告	警告事項不履行のもの	決定命令（法第36条第1項において準用する第8条の2第3項）		
第2 違反処理基準 ⑪ 共同防災管理協議事項未決定（法第三十六条第一項において準用する法第八条の二）							第2 違反処理基準 ⑪ 共同防災管理協議事項未決定（法第三十六条第一項において準用する法第八条の二）						
事例／履行期限等							事例／履行期限等						
 							【履行期限】 防火対象物における各権原ごとの防災管理者の選任、消防計画の作成指導を踏まえて期限を設定する。						

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所… ）

新							旧							
第2 違反処理基準 ⑪ 防災管理点検報告（法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二及び法第八条の二の三）							第2 違反処理基準 ⑪ 防災管理点検報告（法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二及び法第八条の二の三）							
	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置		適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	
⑫ 防災管理点検報告 （法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二及び法第八条の二の三）	防災管理点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	(略)					⑫ 防災管理点検報告 （法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二及び法第八条の二の三）	防災管理点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	(略)					
	1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの							1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの						
	2 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、 第8条の2第5項若しくは第6項 、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項、 第8条の2第5項若しくは第6項 の規定による命令がされたもの	(略)							2 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、 第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項 の規定による命令がされたもの	(略)				

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所… ）

新	旧
<p>第3 違反処理規程の作成例</p> <p>7 命 令 命令並びに公示の主体及び方法を定めておくものである。 例(命 令)</p> <p style="padding-left: 2em;">第〇条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">3 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">4 (略)</p> <p>例(公 示)</p> <p style="padding-left: 2em;">第〇条 署長は、法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定に基づく命令を行った場合は、当該命令に係る防火対象物又は当該防火対象物のある場所へ標識(第〇号様式)の設置その他別に定める方法により公示を行うものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (略)</p>	<p>第3 違反処理規程の作成例</p> <p>7 命 令 命令並びに公示の主体及び方法を定めておくものである。 例(命 令)</p> <p style="padding-left: 2em;">第〇条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">3 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">4 (略)</p> <p>例(公 示)</p> <p style="padding-left: 2em;">第〇条 署長は、法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項若しくは第4項、第8条の2 第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定に基づく命令を行った場合は、当該命令に係る防火対象物又は当該防火対象物のある場所へ標識(第〇号様式)の設置その他別に定める方法により公示を行うものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (略)</p>

